

4. 温泉利用者に対する普及啓発について

温泉利用者が温泉に関して理解を深めることに役立つ、多様な主体による多角的な情報の提供、普及啓発を行う際には、以下のような点に配慮することが重要であること。

(1) 温泉地を訪れる利用者の目的は、泉質、湯量などの温泉そのもの、周辺の自然環境、食事やサービス等多様である。これら多様な目的で訪れる利用者が理解しやすいような情報提供が重要であること。

また、温泉資源の保護に対する理解の向上や入浴マナーの向上を促すような普及啓発を推進していくことが重要であること。

(2) 「循環ろ過方式」か「源泉かけ流し方式」かについても、利用者の正しい理解を得る必要があること。個々の温泉の入浴時の状況は、温泉の注入量、利用者数や浴槽の衛生管理状況などによって異なるものであり、どちらの方式が一義的に他より優れているという性格のものではないこと。

さらに、適切な維持管理に基づく循環ろ過装置の使用は、温泉資源の保護衛生的な入浴状態確保の観点から重要な手段であることへの理解も重要であること。

別表

〇〇温泉の成分、禁忌症及び入浴又は飲用上の注意

成分	禁忌症及び入浴又は飲用上の注意	成分に影響を与える項目
1. 源泉名 2. 泉質 3. 泉温 源泉 使用位置 4. 温泉の成分 5. 温泉の分析年月日 6. 登録分析機関の 名称及び登録番号	1. 浴用の禁忌症 2. 飲用の禁忌症 3. 浴用の方法及び注意 4. 飲用の方法及び注意 5. 禁忌症決定年月日	1. 加水している場合 2. 加温している場合 3. 循環利用している場合 4. 入浴剤等を添加している場合物質の名称及び理由 5. 消毒処理している場合消毒方法及び理由

「温泉の利用基準について」

(昭和 50 年 7 月 12 日 環自企第 424 号 環境庁自然保護局長通知)

温泉の療養効果については、近代医学においても高く評価されているところであり、例えば、含硫化水素酸性緑ばん泉等の浴用利用により卓越した医療効果が得られることが医学的にも実証されているところである。また、温泉の飲用についても多くの医治効能が期待できるものであり、温泉を適正に利用することは、国民の保健休養上極めて有益である。しかしながら、一方、温泉には種々の成分が含有されており、その利用方法を誤ったり、或いは、温泉の利用施設等の管理が適切でない等のため、人体に思わぬ障害を与える場合がある。そのため、温泉の利用は、でき得る限り医師の適切な指導の下に行われることが要請されているところであり、また、温泉利用施設等についても、その適切な管理が強く望まれているところである。しかし、通常の温泉利用においては、医師の指導によらず多くの利用がなされているのが現状であり、又温泉利用施設の整備及びその管理についても十分であるとは言えない状況にある。

このようなことから、特に人体に対する障害が危惧されるひ素等を含有する温泉の飲用許可の取り扱いについては、既に、昭和 31 年 9 月 3 日国発第 473 号厚生大臣官房国立公園部長通知「ひ素含有温泉の飲用について」及び昭和 42 年 12 月 25 日国管第 100 号厚生省国立公園局管理課長通知「ひ素等を含有する温泉の飲用許可について」により、とくに慎重を期されるよう指示してきたところであるが、その他の温泉についても、不適切な利用等によっては、人体に対する障害のおそれが皆無とはいえず、上記通達以外の成分も含めた総合的な温泉利用基準の設定が望まれていたところである。

以上のような観点に立って、医師の適切な指導によらず行われる一般の温泉利用について、さらに利用者の一層の安全確保と温泉の有する医治効能の積極的な活用をはかるため、今般、別紙のとおり、我が国における普遍的な泉質である硫化水素含有泉の浴用利用基準を中心とした温泉利用基準を取りまとめたので通知する。今後、温泉の利用許可にあたっては、本基準に添った適正な温泉の利用が行われるよう慎重を期されるとともに、既に許可済みのものについても、温泉利用施設の関係者等を十分指導される等特段の御配慮をお願いする。

また、本基準において硫化水素を含有する温泉の浴用利用基準において、温泉利用施設管理者は、浴室内等における空気中の硫化水素濃度を測定することとしているので、当該管理者に硫化水素の測定技術の習得が図られるよう適宜講習会を開催する等適切な御配慮を願いたい。

なお、本基準は、一ヶ月程度温泉地に滞在する通常一般の温泉利用者を対象

として設定されたものであるので、長期に亘り温泉を利用する地域住民等については、本基準は必ずしも適合しないから、その利用実態の応じ別途考慮されたい。(略)

「温泉利用基準の一部改正について」

(昭和 61 年 7 月 14 日 環自施第 244 号 環境庁自然保護局長通知)

温泉の利用については、昭和 50 年 7 月 12 日付け環自企第 424 号当職通知「温泉の利用基準について」に基づいて、その適正な実施が図られるよう御配慮を願ってきたところであるが、今般、温泉の飲用に伴う公衆衛生上の安全確保を図る見地から、同基準の一部を下記のとおり改正したので、下記事項に留意のうえ温泉の利用許可及び利用指導について、適切な御配慮を願いたい。

記

1. 改正の内容 (略)

2. 改正に伴う注意事項

(1) 本基準における一般細菌、大腸菌群及び過マンガン酸カリウム消費量の検査に当たっては、試料採取後速やかに試験を行う必要があることに鑑み、登録分析機関に限定することなく迅速かつ精密に検査しうる機関に委任できるよう考慮すること。

(2) 飲用施設については、施設管理者を対象に少なくとも年一回温泉を飲用に供する場合の安全確保に必要な知識、施設管理技術に係る講習会を行うなど、公衆衛生が確保できるよう適切な配慮をすること。

「温泉利用基準の一部改正について」

(平成元年 12 月 6 日 環自施第 438 号 環境庁自然保護局長通知)

温泉の利用については、昭和 50 年 7 月 12 日付け環自企第 424 号当職通知「温泉の利用基準について」(昭和 61 年 7 月 14 日付け 環自施第 244 号をもって一部改正)に基づいて、その適正な実施が図られるよう御配慮を願ってきたところであるが、先般、硫化水素含有泉を用いた温泉利用施設において死亡事故が発生したところである。ついては、事の重大性等に鑑み同基準の一部を下記のとおり改正したので、この旨了知の上温泉の利用指導について、適切な御配慮を願いたい。

記

(略)

「温泉利用基準の一部改正について」

(平成元年 12 月 6 日 環自施第 438 号 環境庁自然保護局施設整備課長通知)

標記については、平成元年 12 月 6 日付け環自施第 438 号をもって自然保護局長から都道府県知事宛通知したところであるが、その実施に当たっては下記事項に留意の上、硫化水素含有泉利用施設の管理者に対し、適切な指導を行われたい。

記

1. 改正に伴う注意事項

改正後昭和 50 年 7 月 12 日付け環自企第 424 号環境庁自然保護局長通知「温泉の利用基準について」の「別紙」温泉利用基準の第一の 3 の(1)の「浴室に隣接する脱衣室等」の「等」とは、休憩室、便所など利用者に供する施設をいうこと。

2. その他

硫化水素含有泉利用施設の管理者に対し、硫化水素の滞留を防止するため換気設備を設け常に換気を行っているので、これを阻害する行為を行わない旨利用者に知らしめるよう指導を行うとともに、万一中毒事故が発生した場合の応急措置について、従業員に対しその徹底を図るよう指導すること。

別紙

「温泉利用基準」

「公共の浴用に供する場合の温泉利用施設の設備構造等に関する基準」

(平成18年3月1日環境省告示第59号)

第一 浴用利用基準

1 適用対象となる温泉

本基準の適用対象となる温泉は、1キログラム中、総硫黄（硫化水素イオン、チオ硫酸イオン及び遊離硫化水素に対応するものをいう。以下同じ。）を2ミリグラム以上含有する温泉とする。

2 温泉利用施設の構造

温泉利用許可者（温泉法（昭和23年法律第125号）第13条第1項の規定による許可を受け、温泉を公共の浴用に供し、又は供しようとする者をいう。以下同じ。）は、硫化水素を原因とする事故の防止のため、温泉を公共の浴用に供する施設を次の設備構造等とすること。

(1) 換気孔等

イ 浴室（露天風呂の場合は、利用空間をいう。以下同じ。）に換気孔又は換気装置（以下「換気孔等」という。）を設ける等により、浴室内の空気中の硫化水素の濃度が、次に掲げる数値を超えないようにすること。

(イ) 浴槽湯面から上方10cmの位置の濃度 20ppm

(ロ) 浴室床面から上方70cmの位置の濃度 10ppm

ロ 換気孔等を設けたにもかかわらず浴室内の空気中の硫化水素の濃度がイに定める数値を超える場合、源泉から浴室までの間に湯畑その他のばっ気装置等を設けることにより、温泉中の硫化水素の含有量を減少させ、浴室内の空気中の硫化水素の濃度がイに定める数値を超えないようにすること。

ハ 換気孔等は、2か所以上設け、かつ、そのうち1か所は、浴室の床面と同じ高さに設けること。（別図1参照）

(2) 浴槽

イ 浴槽の湯面は、浴室の床面より高くなるように設けること。

（別図2参照）

ロ 浴槽への温泉注入口は、浴槽の湯面より上方に設けること。

（別図3参照）

3 浴室等の管理

温泉利用許可者は、利用者の安全を確保するため、浴室等において以下の内容を行うこと。

(1) 換気状態の確認

浴室内の硫化水素濃度が常に適正に維持されるよう換気孔等に対する確認を怠らないこと。また、浴室に隣接する脱衣室等においても、硫化水素が滞留しないよう、換気に十分配慮すること。特に、積雪の多い地方については、積雪により換気孔等の適切な稼働が妨げられることのないように十分留意すること。さらに、周囲の地形、積雪等により硫化水素が滞留するおそれがある露天風呂を利用に供している場合は、風速、風向等の気象条件の状況、変化等に十分配慮すること。

(2) 濃度の測定

都道府県知事又は保健所を設置する市の市長（以下「都道府県知事等」という。）が必要と認めるときは、浴室内の空気中の硫化水素濃度を検知管法又はこれと精度が同等以上の方法により、原則として毎日2回以上測定し、濃度に異常のないことを確認すること。なお、この測定のうち1回は、浴室利用開始前に行うこと。

(3) 測定結果の記録及びその保管

硫化水素濃度の測定結果を記録し、都道府県知事等から硫化水素濃度の測定結果について報告を求められたときは、直ちに提出できるようにその記録を保管しておくこと。

(4) その他

イ 浴室が利用に供されている間は、常に浴槽に温泉が満ちているようにすること。

ロ 利用者の安全を図るため、浴室内の状態に常時気を配ること。

4 立入禁止柵等の設置

源泉における揚湯設備、湯畑その他のばっ気装置、パイプラインの排気装置、中継槽、貯湯槽等の管理者は、立入禁止柵、施錠設備、注意事項を明示した立札等を設けること。特に、総硫黄の含有量が多い温泉を利用し、又は硫化水素濃度が高くなるおそれがある大規模な貯湯槽等を使用する場合は、動力等による拡散装置等を設けることにより、硫化水素を原因とする中毒事故の防止に万全を期すこと。